

平成29年9月7日

茅ヶ崎市地域包括支援センター  
管理責任者 様

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課  
介護保険担当課長

月額包括報酬の日割り請求について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月1日の介護予防・日常生活支援総合事業開始以降、国基準訪問型サービス、国基準通所型サービス及び訪問型サービスAに係る月額包括報酬の日割り請求について、複数の事業者から問い合わせがありましたので、改めて本市の取り扱いを通知します。

上記サービスについては、計画に位置付けられた利用予定回数に応じて、月額定額報酬もしくは出来高報酬で算定することとしています。

このうち、月額包括報酬算定の利用者については、原則として、それぞれの計画に位置付けられた単位数を算定することとしています。例外的に日割り算定にすることがあります。詳細については、別紙「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」を確認のうえ、記載内容のと通りの取り扱いとしてください（対象サービスに、訪問型サービスAを含みます）。

なお、介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託している場合は、委託先の居宅支援事業所への周知を併せてお願いします。

ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【月額包括報酬の日割りの例について】

- ・月途中から新規利用となった場合

要支援1の利用者が、国基準訪問型サービスを週1回程度で月4回以上利用予定。8月28日にサービス事業者と契約し、8月30日から利用開始（8月の利用は1回のみ）

⇒8月分は月額包括報酬の日割り（8月28日～8月末までを日割りで算定）とし、9月以降は月額報酬算定となる。8月については、利用が1回であっても、出来高報酬算定にはしない。

事務担当 高齢福祉介護課支援給付担当  
電 話 0467 (82) 1111 (内線 2131、2132)  
F A X 0467 (82) 1435  
Eメール [koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp)